

事 務 連 絡  
令和 3 年 1 月 20 日

社会保険診療報酬支払基金 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

「医療提供体制設備整備交付金実施要領」に関するQ&A（その6）について

「医療提供体制設備整備交付金の実施について」（令和2年7月3日保連発0703第1号）の別紙「医療提供体制設備整備交付金実施要領」に関して、別添のとおりQ&A（その6）を作成しましたので、貴基金におかれましては、内容を御了知の上、関係団体及び関係機関に周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきようお願いいたします。

新設保険医療機関・新設保険薬局について

問1 補助金が補助上限額の範囲内まで対象となるのは、いつまでに保険医療機関・保険薬局の指定申請をすればよいですか。

(答) 令和3年3月31日までに、顔認証付きカードリーダーを申し込んでいただくとともに、地方厚生(支)局都府県事務所等に保険医療機関・保険薬局の指定申請をした医療機関・薬局が対象となります。

なお、顔認証付きカードリーダーの申込のためには、支払基金に対して「仮コード(医療機関等ポータルサイトにてアカウント登録の際必要となる「医療機関等コード」の代用コード)」の発行依頼をお願いします。

問2 新規開設予定の医療機関・薬局は医療機関等コードがないため、医療機関等向けポータルサイトへのアカウント登録ができず、顔認証付きカードリーダーの提供申請ができません。診療開始に間に合うよう顔認証付きカードリーダーを導入したいのですが、どのようにしたらよいですか。

(答) 医療機関・薬局を新規開設予定であって、開設と同時にオンライン資格確認導入を希望される場合は、支払基金に「仮コード」の発行依頼をお願いします。

「仮コード」の発行にあたっては、

① 開設を予定している施設の情報として(未定である場合はその時点での予定で可)、

- 施設種別(病院、診療所、薬局)
- 施設名称
- 施設所在地
- 開設時期

② 開設者の情報として、

- 開設者氏名(法人の場合は名称及び代表者氏名)
- 保有資格(医師、歯科医師、保険医、薬剤師、保険薬剤師、その他)

を別紙「医療機関等向けポータルサイトでのアカウント登録用仮コード付番依頼書」に記載し、支払基金に申請いただく必要があります。

問3 仮コードを利用し、医療機関等向けポータルサイトから顔認証付きカードリーダーの提供申請をしました。そのまま待っていれば、顔認証付きカードリーダーが届きますか。

(答) 診療等開始月の月初(～10日頃)からオンライン資格確認を導入する場合は、地方厚生(支)局都府県事務所等に「保険医療機関・保険薬局指定申請書」を提出する際に、併せて「受付番号情報提供依頼書兼回答書」を提出する必要があります。提出期限については、地方厚生(支)局都府県事務所等において、通常の指定申請とは別に設けられますので、ご注意ください。

その後、地方厚生(支)局都府県事務所等から送付された「受付番号情報提供依頼書兼回答書」(受付番号記載済み)を受け取りましたら、地方厚生(支)局都府県事務所等に保険医療機関・保険薬局の指定に関する申請を行った事実等を確認するため、「受付番号情報提供依頼書兼回答書」を支払基金本部へメールに添付(PDF等)して送信願います。(宛先：[iryo01@ssk.or.jp](mailto:iryo01@ssk.or.jp))

メールでのご対応が難しい場合は、「受付番号情報提供依頼書兼回答書」のコピーを支払基金本部あて郵送してください。

これらの内容を確認した上で提供申請いただいた後、顔認証付きカードリーダーの発送手続きを行います。(提出がない場合、顔認証付きカードリーダーの発送ができません。)

問4 保険医療機関等として診療等を開始した後、しばらく検討した上で、オンライン資格確認を導入しようと考えていますが、仮コードや受付番号の発行依頼をしなければなりませんか。

(答) 保険医療機関等として診療等を開始した後、しばらくしてからオンライン資格確認を導入する場合は、地方厚生(支)局都府県事務所等から発行された医療機関等コードを用いて医療機関等向けポータルサイトへアカウント登録等を行ってください。仮コードや受付番号の発行依頼は不要です。

問5 顔認証付きカードリーダーの受領、オンライン資格確認利用申請及び電子証明書発行申請後において、保険医療機関・保険薬局としての指定が行われなかった場合はどのようにしたらよいですか。

(答) 保険医療機関・保険薬局としての指定が行われなかった場合は、速やかに、指定がなされなかった旨と併せ、受付番号や医療機関名等をオンライン資格確認等コールセンター(0800-080-4583)に連絡してください。

問6 仮コードで医療機関等向けポータルサイトへのアカウント登録・顔認証付きカードリーダー申込をしましたが、その後続けてオンライン資格確認利用申請、電子証明書申請と進めばよいですか。

(答) オンライン資格確認利用申請及び電子証明書発行申請につきましては、「仮コード」ではなく、「受付番号」を利用して申請いただくことになります。申請時期等、詳細につきましては、医療機関等向けポータルサイトに掲載します。

問7 仮コード申請時、開設予定場所への電話敷設前で電話番号が未定の場合など、未定の項目がある場合はどうしたらよいですか。

(答) 申請時点での情報で仮コード申請いただいて差し支えありません。  
なお、担当の方との連絡が可能な電話番号等の記載をお願いします。

提出日：

## 医療機関等向けポータルサイトでのアカウント登録用仮コード付番依頼書

※ この様式は、新規開設予定の医療機関・薬局の方が、開設に先立ち、オンライン資格確認に関する「医療機関等向けポータルサイト」にアカウント登録するために仮コードの付番依頼をいただく様式です。

## ①開設予定施設情報

項目	内容	備考
施設種別		病院、診療所又は薬局
施設名称		
施設所在地郵便番号		
施設所在地住所		
開設時期		

## ②開設者情報

項目	内容	備考
開設者氏名		法人の場合は名称及び代表者氏名
保有資格		医師、歯科医師、保険医、薬剤師、保険薬剤師、その他

## ③連絡担当者情報

項目	内容	備考
連絡担当者氏名		
電話番号		
メールアドレス		